

1 . 件名 : 「東通原子力発電所 1 号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する
事業者ヒアリング (6 6) 」

2 . 日時 : 令和 2 年 1 2 月 1 0 日 (木) 1 0 時 1 5 分 ~ 1 1 時 4 5 分

3 . 場所 : 原子力規制庁 9 階耐震会議室

4 . 出席者

原子力規制庁 : 小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官、中村主任安全
全審査官、佐藤主任安全審査官、永井主任安全審査官、菅谷技
術研究調査官、松末技術参与、杉野首席技術研究調査官、道口
技術研究調査官

東北電力株式会社 土木建築部 部部長 他 9 名

テレビ会議システムによる出席

5 . 要旨

(1) 東北電力から、平成 2 6 年 6 月 1 0 日に申請のあった東通原子力発電所
1 号炉の設置変更許可申請のうち、基準津波の策定のうち「十勝沖・根
室沖から岩手県沖北部の連動型地震」に起因する津波影響評価に関する
コメント回答について説明があった。

(2) 原子力規制庁から、説明内容に対し、以下の事項について事実確認をした。

前回ヒアリング (令和元年 1 1 月 2 6 日) 以降に、補足説明資料に追加
した内容 (1 0 章、1 2 章、1 3 章) と審査会合でのコメント (リスト)
との関係について

内閣府 (2020) の断層諸元等の記載方法 (公開値、計算値等の区別) に
ついて

内閣府 (2020) による津波評価との比較における津波水位の評価位置に
関する記載について

(3) 東北電力から、確認事項に対し、以下の回答があった。

補足説明資料に追加した内容(10章、12章、13章)は、広域の津波特性を考慮した特性化モデルの大すべり域・超大すべり域の配置について、保守性を踏まえた上で、その妥当性を説明することとの指摘事項(S-140)に対するコメント回答の一部に対応する。資料全体を通じて、指摘事項とそれに対するコメント回答をしているページとの対応を再度確認し、資料の適正化を図る。

断層諸元の記載値等が、内閣府により公開された値なのか、自社において算出した値なのかが分かるように区別し、記載の適正化を図る。

津波水位の評価位置については、水位上昇側では、敷地前面以外の取水口前面等の評価位置の記載が不足していること、下降側では、評価位置が正しくは補機冷却海水系取水口前面であることから、記載の適正化を図る。

6. 提出資料

- ・東通原子力発電所1号炉 コメントリスト(地震・津波関係):審査会合
- ・東通における「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の連動型地震」に起因する津波評価に用いる特性化モデル及び東通における津波解析条件
- ・東通原子力発電所 基準津波の策定のうち「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の連動型地震」に起因する津波の評価について(コメント回答)
- ・東通原子力発電所 基準津波の策定のうち「十勝沖・根室沖から岩手県沖北部の連動型地震」に起因する津波の評価について(コメント回答)(補足説明資料)